

にしがた



水のある風景

信濃川と萬代橋（新潟市）

Contents

- 春は異動の季節です
- 協会けんぽからのお知らせです
- 社会保険軟式野球大会のご案内

電話による年金相談は「ねんきんダイヤル」をご利用ください

ねんきんダイヤル イイロウゴ 0570-05-1165

日本年金機構ホームページ<http://www.nenkin.go.jp/> 協会けんぽホームページ<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>
財団法人 新潟県社会保険協会 ホームページ <http://www.niigata-inet.or.jp/nshkyoukai/>

【職場内で回覧しましょう】

春は異動の季節です

健康保険・厚生年金保険の手続きを忘れずに行いましょう

従業員を採用したときは

「被保険者資格取得届」を5日以内に日本年金機構新潟事務センターに提出してください。
資格取得日は入社日です。試用期間であっても報酬の支払いがあれば、その期間の初日が資格取得日になります。

被保険者の住所が変わったときは

「被保険者住所変更届」を速やかに日本年金機構新潟事務センターに提出してください。

●届出前のチェック

変更後の郵便番号と住所のフリガナを忘れずに。

被扶養者に異動があったときは

「被扶養者（異動）届」を5日以内に日本年金機構新潟事務センターに提出してください。
被扶養者が就職した等で、被扶養者から外れる場合は、健康保険被保険者証（被扶養者分）を必ず添付してください。

従業員が退職したときは

「被保険者資格喪失届」を5日以内に日本年金機構新潟事務センターに提出してください。

●届出前のチェック

健康保険被保険者証（本人・被扶養者全員分）と健康保険高齢受給者証（該当者）を忘れずに添付してください。資格喪失日は、退職した日の翌日になりますので正しく記入してください。

提出先 日本年金機構 新潟事務センター 〒950-8611 新潟市中央区弁天3-2-3 ニッセイ新潟駅前ビル2階
※郵送のみの受付となり、受付窓口や駐車場はありません。

被保険者になるかならないかの判断が必要です。

適用事業所に働く従業員は、原則としてすべて健康保険と厚生年金保険の被保険者になります。
ただし、被保険者となるための一定の条件に満たない方は、適用事業所で働いていても被保険者にならない場合があります。従業員を採用したら、まずは被保険者になるかならないか判断が必要です。

？ 被保険者になる人はどんな人？

アルバイトなどで、臨時的に雇用期間を2カ月以内と定めて雇用した場合は、被保険者にはなりません。
適用事業所に常時使用され、労務の対価として報酬を受ける人は、国籍や本人の意思などに関わらず、すべて被保険者になります。

？ パートタイマーの人はどうなるの？

パートタイマーとして働く方が被保険者になるかどうかは、働く方の勤務時間、勤務日数、就労形態、就労内容などを総合的にみて判断されます。

パートタイマーが被保険者となる目安

①②のいずれにも該当する方は、被保険者となります

①勤務時間

一日の所定労働時間が一般社員の4分の3以上であること

②勤務日数

一カ月の所定労働日数が一般社員の4分の3以上であること

※日によって勤務時間が変わる場合等は週又は月の勤務時間で判断します。

資格取得日は…

入社日（使用されることになった日）が資格取得日になります。

試用期間であっても報酬の支払いがあれば、その期間の初日が資格取得日になります。また、資格取得日を誤って届けた場合は、資格取得日の訂正が必要です。

報酬月額とは…

基本給、通勤・家族手当などの全ての固定的な報酬に残業手当などの全ての非固定的な手当の支給見込額を加えた額となります。

また、食事、住宅などが現物支給される場合は、「現物によるものの額」として報酬に含まれます。

※このページでご不明な点がございましたら、年金事務所へお問い合わせください。

働きながら年金を受給されている 65歳以上の方の在職停止の計算方法が、 平成22年4月から変わります。

65歳以上の在職老齢年金の基準となる月額が48万円から47万円に、平成22年4月（平成22年6月定期支払分）から変更されます。

基本月額とは…………… 加給年金額を除いた老齢厚生年金の月額
総報酬月額相当額とは…(その月の標準報酬月額)+(その月以前1年間の標準賞与額の合計)÷12

(例1)基本月額と総報酬月額の合計が47万円以下のとき

老齢厚生年金(報酬比例部分)の年金額:1,200,000円
標準報酬月額 : 200,000円
直近1年間の標準賞与額の合計額 :1,200,000円(600,000円×2回)
基本月額+総報酬月額相当額=100,000円+300,000円=400,000円
…400,000円≤470,000円となるため

支給停止額=0円(全額支給)

(例2)基本月額と総報酬月額の合計が47万円をこえるとき

1 老齢厚生年金(報酬比例部分)の年金額:1,200,000円
標準報酬月額 : 300,000円
直近1年間の標準賞与額の合計額 :1,200,000円(600,000円×2回)
基本月額+総報酬月額相当額=100,000円+400,000円=500,000円
…500,000円>470,000円となるため

支給停止額=(100,000円+400,000円-470,000円)×1/2×12
=180,000円

2 老齢厚生年金(報酬比例部分)の年金額:1,200,000円
標準報酬月額 : 500,000円
直近1年間の標準賞与額の合計額 :1,200,000円(600,000円×2回)
基本月額+総報酬月額相当額=100,000円+600,000円=700,000円
…700,000円>470,000円となるため

支給停止額=(100,000円+600,000円-470,000円)×1/2×12
=1,380,000円
1,380,000円(支給停止額)>1,200,000円(年金額)
この場合は報酬比例部分が全額支給停止となります。

※60歳から65歳までの方の総報酬月額相当額の基準が48万円から47万円に変更されます（総報酬月額相当額が47万円以上の方が該当）。なお、基本月額の28万円の基準に変更はありません。

※このページでご不明な点がございましたら、年金事務所へお問い合わせください。

協会けんぽからのお知らせです

(全国健康保険協会)

保険料率の改定について 8.18% ⇒ 9.29%へ

平成22年度の健康保険料率につきまして、2月12日に正式に厚生労働大臣より都道府県別の保険料率が承認されましたのでお知らせいたします。

(40歳から64歳までの加入者の方に対する介護保険料についても、平成22年度から現在の1.19%から1.50%へ引き上げとなります)

※40歳以上65歳未満の方は介護保険料加算後の“合計”欄が適用され、それ以外の方は健康保険料のみが適用となります。

■新潟県の保険料

	平成22年2月迄 (3月納付分迄)	⇒	平成22年3月迄 (4月納付分から)	
健康保険	8.18%	⇒	9.29%	1.11%up ↑
介護保険	1.19%	⇒	1.50%	0.31%up ↑
合計	9.37%	⇒	10.79%	1.42%up ↑

■保険料の増加額の目安 (月額)

	月収20万円		月収30万円		月収40万円	
	全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
健康保険	2,220	1,110	3,330	1,665	4,551	2,276
介護保険	620	310	930	465	1,271	636
合計	2,840	1,420	4,260	2,130	5,822	2,911

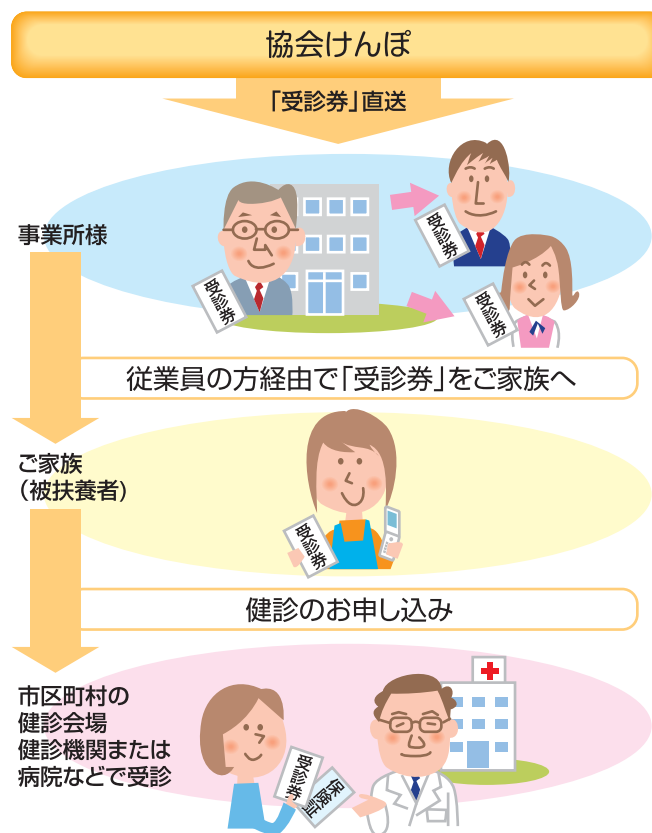
平成22年度のご家族(被扶養者)の方の 特定健診について お手続きが変わります!

これまでは申請方式でしたが、新年度からご家族の「受診券」は、事業所様へ直接送付します。

(4月初旬発送予定。従業員の方の生活習慣病予防健診のご案内も同時に発送しますが、お手続きはこれまでと変更はございません)

【ご注意ください!】

- 4月初旬に受診券を発送するご家族の方は、平成21年12月31日時点の加入者の方のみです。
- 平成22年1月1日以降に被扶養者として加入されたご家族の方は、これまでどおり受診券の申請が必要となります。担当者の方におかれましては、御配慮の程よろしくお願い申し上げます。



日本年金機構 新潟西年金事務所様内の 協会けんぽ窓口を 平成22年5月31日をもって 閉鎖いたします。

■新潟支部近郊に位置し、かつ郵送でのお手続きが増えたこともあり、来訪者の方が大幅に減っています。検討の結果閉鎖させていただくこととなりましたので何卒ご理解を賜りたくよろしくお願い申し上げます。閉鎖後は新潟支部にてお手続きいただくか、郵送による申請にご協力ください。

協会けんぽ新潟支部 TEL.025-242-0260 (代表) 〒950-8613 新潟市中央区弁天3-2-3 ニッセイ新潟駅前ビル3階

協会全体のホームページ

協会けんぽ

検索

新潟支部のホームページ

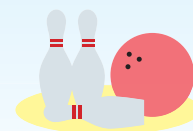
協会けんぽ新潟支部

検索

第18回 社会保険ボウリング新潟県大会の結果

第18回社会保険ボウリング新潟県大会を、2月20日（土）新潟市の新潟交通シルバーボウルにおいて開催しました。

各支部大会を勝ち抜き、全県135チームの頂点に立ったのはどのチームか。熱戦の結果、成績は次のとおりです。



おめでとうございます

優勝	株式会社 井関新潟製造所	1,696ピン
準優勝	株式会社 広瀬組	1,619ピン
第3位	大新合板工業株式会社	1,654ピン
ハイゲーム賞		(3ゲームトータル)
235ピン	佐野 章さん (株式会社 井関新潟製造所)	

健康づくり事業 皆さんの職場で健康づくり講習会を開いてみませんか

皆さんの健康管理と健康の保持増進のため、事業所へ講師等派遣いたします。講師の派遣費用は無料です。お気軽に社会保険協会へお申し込みください。

健康の秘訣を 教えてください

50歳以上で「健康」な方、健康の秘訣を教えてください。400字以内にまとめて社会保険協会へ送ってください。※詳しくはホームページをご覧ください。

4月の社会保険相談のご案内

相談は予約制となります。予約なしの相談も可能ですが、予約の方を優先させていただきます。

会 場	相談日	時 間 (予約可能な相談時間)	会 場	相談日	時 間 (予約可能な相談時間)
佐 渡 中 央 会 館	21(水)	13:30~16:30 (13:30~16:10)	市民交流センターネーブルみつけ	28(水)	10:00~15:00 (10:00~14:30)
両 津 地 区 公 民 館	22(木)	9:00~11:30 (9:00~11:00)	柿 崎 商 工 会	21(水)	10:00~15:00 (10:00~14:30)
小 木 町 商 工 会	22(木)	8:50~11:00 (8:50~10:30)	阿 賀 野 市 水 原 公 民 館	21(水)	10:00~14:00 (10:00~14:00)
小 出 商 工 会	21(水)	10:00~15:00 (10:00~14:30)	村 上 市 役 所	14(水)	10:00~15:00 (10:00~15:00)
糸 魚 川 市 役 所	14(水)	10:00~15:00 (10:00~14:30)		28(水)	10:00~15:00 (10:00~15:00)
	28(水)	10:00~15:00 (10:00~14:30)	十 日 町 地 域 地 場 産 業 振 興 セ ン タ ー	8 (木)	10:00~15:00 (13:00~14:30)
			ク ロ ス 1 0	22(木)	10:00~15:00 (13:00~14:30)

朱書きの時間は、相談の予約が可能な時間帯です。

- 年金の相談・照会等には、年金手帳（基礎年金番号通知書）・年金証書等を持参してください。
- 予約による相談を希望する方は、出張相談所を主催する年金事務所へ事前に電話予約をして下さい。

※上記の社会保険相談でご不明な点がございましたら、年金事務所へお問い合わせください。

社会保険軟式野球大会のご案内

主催：財団法人 新潟県社会保険協会

軟式野球新潟大会の各地区大会を次の日程で開催します。
本年度の新潟県大会は、昨年新設となった「HARD OFF ECOスタジアム新潟」で行います。

なお、新潟県大会への出場資格は、各支部の地区大会優勝チームが参加することになります。

軟式野球大会に
参加しませんか!!



参加資格 県内の社会保険に加入している事業所

主将会議 申込みのあったチームには(財)新潟県社会保険協会各支部からご連絡します。

申込方法 申込書(当協会のホームページから取得してください)に記入し、所属支部へファックスで申込みください。

下越地区事務センター(新潟東、西、三条、新発田支部) FAX 025-290-3201
中越地区事務センター(長岡、六日町支部) FAX 0258-31-8099
上越地区時無センター(上越、柏崎支部) FAX 025-527-4890

各地区大会の日程

支部名	開催日	場所	申込締切日
新潟東	5月29日(土) 予備日6月5日(土)	新潟市営小針野球場	5月7日(金)
新潟西	5月23日(日) 予備日5月30日(日)	新潟市営小針野球場	5月7日(金)
三条	5月22日(土) 予備日6月5日(土)	三条・燕総合グラウンド野球場	5月7日(金)
新発田	5月29日(土) 予備日6月5日(土)	新発田市五十公野公園野球場	5月7日(金)
長岡	5月22日(土) 予備日5月23日(日)	長岡市信濃川南部運動公園軟式野球場	5月7日(金)
六日町	6月5日(土) 予備日6月6日(日)	二日町グラウンド	5月17日(月)
上越	5月15日(土) 予備日5月22日(土)	高田公園野球場	5月6日(木)
柏崎	6月6日(日) 予備日6月13日(日)	柏崎市荒浜運動場	5月17日(月)
県大会 (協会本部)	7月31日(土)・8月1日(日)	新潟県立鳥屋野潟公園球場 HARD OFF ECOスタジアム新潟	

社会保険事務講習会開催のご案内

3月に開催しました社会保険事務講習会には多数のご参加をいただきありがとうございました。
平成22年度も新しく社会保険事務を担当することになった方等を対象として、5月に事務講習会を開催します。
なお、詳しい日程等につきましては、広報誌「社会保険にいがた」に掲載しお知らせいたします。

年金請求を学ぼう

事業所内で「年金請求の話」を聞いてみませんか?年金の専門家を事業所に派遣します。

ご相談ください **025-240-5337**

社会保険協会では、社会保険労務士による社会保険相談所を開設しています

- 五泉商工会議所[五泉市郷屋川1-2-9]……………毎月第3水曜日(10:00~15:00)
- 小千谷商工会議所[小千谷市本町2-1-5]……………毎月第4月曜日(10:00~15:00)
- 阿賀町役場[東蒲原郡阿賀町津川1580]……………毎月第3水曜日(10:00~15:00)

※五泉商工会議所は予約制です。予約連絡先 TEL.0250-43-5551

※協会の年金相談は年金記録・年金見込額の即日回答はできませんのでご了承願います。

健康づくり

標語コンクール入選作品

先ず一步 踏み出すことから 健康づくり